

農地法事務に関する専決処理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、農地法（以下「法」という。）、農地法施行令及び農地法施行規則の実施のため、農地法施行に関する実施細則において定める事務を農業委員会が会長に専決させるについて必要な事項を農地法施行規則の一部を改正する省令について（農林水産事務次官通達）によって定めたものである。

(専決事項)

第2条 会長は、法第4条第1項の規定により市街化区域内の農地を転用する場合の届出書又は法第5条第1項の規定により、市街化区域内の農地等の転用のための権利移動の届出書が提出されたときは、次の(1)(2)(3)に掲げる場合を除き専決処理するものとする。

(1) 届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合

(2) 届出に係る農地等の転用に伴い周辺農業者の農業上の、土地利用に悪影響を及ぼす等により紛争の生ずるおそれがある場合

(3) その他これらに準じる場合

第2条の2 会長は、法第3条第1項第13号及び第14号の2並びに同法第3条の3並びに同法第18条第1項第4号並びに同法第43条第1項の規定による届出書の提出があつたときは、専決処理できるものとする。

2 前条の規定については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(以下「基盤法」という。)第14条の4、第14条の5及び第19条に規定にする意見聴取にかかる場合並びに農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「バンク法」という。)第18条に規定する意見聴取の場合に準用する。

ただし、基盤法第19条に規定する意見聴取にかかる専決処理は、農業委員会が提出した素案どおりに目標地図が作成されている場合に限る。

(会長等が欠けた場合の代決)

第3条 会長及び同職務代理者が共に欠けた場合には、事務局長がその権限に属する事務を代決するものとする。

(届出書の補正)

第4条 会長は、届出書が提出されたときは届出書の記載事項及びその添付書類を審査し、届出事項に疑義がある場合及び書類に不備又は記載事項に誤りがある場合には、これを補正させるものとする。

(受理通知書または不受理通知書の交付書の交付等)

第5条 会長は、第2条に規定する届出書が補正された日をもって別記1の受理通知書の交付書を届出者に渡し、10日以降の日にこれを持って受理通知書を取りに来るよう指導するとともに、受理通知書の交付を受けるまでは転用行為に着手しないよう指導するものとする。

(受理通知書の交付)

第6条 会長は、第2条に規定する届出書が補正された日から10日後に届出者に対し受理通知書が交付出来るように内部の事務処理を行ない、審査の過程で紛争等により問題が生じてきた場合を除き、受理通知書の交付書を持参した者に受理通知書を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、第2条各号に掲げる専決処理ができない届出において、審査の過程で第2条各号に掲げる事項に該当しなくなった場合、その間において第2条各号に掲げる事項を除く内部の事務処理が完了している

届出については、次の各号に掲げる専決事務処理状況に応じた期間を経過した後、受理通知書を届出者に交付することができる。

(1) 第2条に規定する届出書が提出された日から10日を超えない日に第2条各号に掲げる事項に該当しなくなった場合、第2条に規定する届出書が提出された日から10日後にあたる日から1日を経過した日以降の日

(2) 第2条に規定する届出書が提出された日から10日を超えた日以降に第2条各号に掲げる事項に該当しなくなった場合、その日から1日を経過した日以降の日

3 前2項の規定にかかわらず、会長は、受理通知書交付後に第2条に規定する届出書中に次の各号に掲げる事項につき、届出から受理通知書交付までの期間中に変更が生じたことについて届出人から申し出があった場合、交付した受理通知書を回収し変更事項を追記した受理通知書を交付することができる。

(1) 届出人（法第5条の場合は譲受人（借人））の住所

(2) その他、会長が特に必要と認めるもの

4 会長は、第2条の2に規定するうち、法第43条第1項の規定による届出書が提出されたときは、2週間以内に受理または不受理を決定し、届出者に通知するものとする。

第6条の2 会長は、第2条の2に規定する届出書が補正された日から専決処理をしようとするときは、その日程を随時定めるものとする。

2 会長は、届出について専決処理したときは、当該届出を行った者に対して速やかに受理通知書を交付しなければならない。

（月次総会への報告）

第7条 会長は、第2条及び第2条の2の規定により専決処理したときは、当該事案について直近の月次総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年7月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、専決処理により受理通知書を届出者に交付したときは、この規程によって直近の月次総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。